

令和	年	月	日
午	前	時	分
後			受領

令和5年11月21日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊞

一般質問通告書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 危険木伐採と森林環境譲与税について	<p>(1)町における道路等への倒木の発生状況とその原因は。</p> <p>(2)道路等への倒木が発生した場合、町民のみなさんの生活にどのような影響が及ぶと認識しているか。</p> <p>(3)区や自治会などから、気象害、枯損または過度な成長などにより、倒木の危険性が高い樹木で、倒木等により、家屋、道路・河川を含む公共施設に影響を及ぼす恐れのある樹木(以下、危険木)の伐採に関して、相談や要望があったことは。</p> <p>(4)町における森林環境譲与税の用途として、特徴的なものを挙げると。</p> <p>(5)本年度、森林環境譲与税を財源として、新規に実施した事業はあるか。ある場合、どのような内容か。</p> <p>(6)本年度と同じ値[全国計の値、(林野率で割り増し補正した)町の値、配分割合]で試算した場合、来年度の森林環境譲与税額はいくらとなる見込みか。</p> <p>(7)2019年度(令和元年度)から昨年度までの同譲与税の累計額[分母]に対して、昨年度末時点での基金残高[分子]が占める割合は。また、年度ごとの積立率[積立額/譲与額]はそれぞれ何%か。</p> <p>(8)森林環境譲与税基金の残高は、昨年度末時点で4506万6000円となっているが、この点についての評価と今後の基金活用の方向性は。</p> <p>(9)森林環境譲与税および森林環境譲与税基金を財源とし、多くの市町村で交付されている危険木伐採に係る補助金制度などを糸口として、町の実態をふまえた上で、危険木の未然伐採作業等に対し、経費の一部を補助する制度を創設し、町民のみなさんの将来にわたる安全な生活を顧慮していくべきではないか。</p>	町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長
2 こども園の行事について	<p>9月30日、みずほこども園、わちこども園では、3, 4, 5歳児一緒の運動会が、たんばこども園では、4, 5歳児の運動会が行われた。たんばこども園の3歳児の運動会は別日の10月5日となっており、保護者の方から、戸惑いの声が寄せられた。</p> <p>(1)複数の保護者の方から、園庭の広さが一因であるならば、別会場での開催ができないかとの相談もあったと聞くが、それに対して、どのような回答を行ったのか。また、わちこども園では、雨天時に備えて、園庭に加えて、わち夢広場でのリハーサルも行っているが、このような他園の事例も詳らかにした回答をしたのか。</p> <p>(2)別日での開催とするに際して、3歳児の集中力への配慮も一因にあったとするならば、相対して、運動会を一緒に体験・共有することによって、年上の園児に対する憧れの気持ち、さらには、自己肯定感の高まりといった点については、どのように勘案したのか。</p> <p>(3)昨年度、たんばこども園の運動会は、3, 4, 5歳児一緒の開催だった。本年度、別日とした要因を改めて洗い出し、それらをひとつひとつクリアしていくことによって、来年度以降、一緒に運動会ができるようにと強く願うが、所見は。</p>	町長 町長 町長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
3 長期休業中の学童保育における昼食提供について	<p>6月末、こども家庭庁は、夏休みなど長期休業中の学童保育における食事提供について、全国1633市区町村を対象とした調査結果を発表した。5月1日時点の調査によると、状況を把握している995市区町村にある1万3097か所のうち、22.8%にあたる2990か所が児童に昼食を提供していた。同庁は市区町村に対し、「地域の実情に合わせ対応を」としている。</p> <p>(1) これまでに、学童保育利用の保護者から、長期休業中の昼食提供の要望があったことはあるか。</p> <p>(2) 長期休業中の学童保育での昼食提供のニーズないしはお弁当持参の場合の物理的障壁や心理的懸念として考えられる点は。</p> <p>(3) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助があるが、その詳細は。同事業において、昼食等の発注は業務範囲に含まれているのか。</p> <p>(4) 7月、同調査結果にもとづき、把握した好事例をまとめ、『放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集』の公表があったが、各事例に対する教育委員会としての見解は。</p> <p>(5) 町においても、長期休業中の学童保育において、可及的速やかに、希望者への昼食提供が可能となるよう、事業者などと連携した具体的な取り組みを進めていくべきではないか。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>
4 生ごみ処理機器等購入助成制度について	<p>2019年度(平成31年度・令和元年度)から、船井郡衛生管理組合では、最終処分を含むごみ処理を域外施設へ依存している状況であり、とりわけ、可燃ごみの少なからぬ部分を占めている生ごみのいっそうの削減は喫緊の課題と考量する。</p> <p>かかる状況などを鑑み、現行において、生ごみ堆肥化処理機1世帯1基以内で1万円、生ごみ堆肥化容器1世帯2基以内で2000円を限度としている町生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金について、改めて、助成上限額の引き上げおよび助成率の設定などを俎上に載せていくべきではないか。</p>	町長
5 タウンプロモーションの方針について	<p>(1) 10月13日、タウンプロモーションの方針のローンチがあった。デザイン思考、プロモーションキーワードとタウンバリュー、新しいブランドロゴおよび今後の展開について、町民のみなさんに向けて、発信したい点は。</p> <p>(2) ふるさと納税の本年度上半期の状況を総括すると。また、昨年度、年末にかけて、7割近くの寄附が集中した10月以降の本年度の動向は。</p> <p>(3) 10月から、経費基準が厳しくなるとともに、京都市市町村連携型ふるさと納税も開始となり、外部環境に激変が生じるなか、送料などの経費を必要としない店舗型ふるさと納税について、そのアドバンテージをどのように見据えているか。</p> <p>(4) 9月24日、瑞穂ゴルフクラブにて、関西初の店舗型ふるさと納税の導入が始まった。反響、寄附者からの感想や評判などはどうであったか。</p> <p>(5) 町内残り2つのゴルフ場においても、店舗型ふるさと納税の展開ができれば、さらなる相乗効果が期待できると較量する。導入に向けた交渉を。</p> <p>(6) 町と同じ店舗型ふるさと納税のシステムを導入している茨城県つくばみらい市では、毎週末、各ゴルフ場に特設ブースを設置し、周知を行い、開始約5か月で5000万円以上の寄附を集めるなど、大きな成果を上げているとのことである。運営会社を通じて、同市の手法、スキームなどを共有し、町のファンを増やすにあたっての機会損失とならないよう、同様の手立てを積み重ねていくべきではないか。</p> <p>(7) 11月末まで行われたレストランひらまつ 高台寺やホテル THE MITSUI KYOTOでのフェアは、町の食文化の発信にも大きく寄与したと察する。その他、両フェアを通じて、どのようなパフォーマンスが創出できたと考えているか。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	(8) 本年度、京丹波町観光協会が新規に取り組んだ事業は。加えて、プロモーション戦略室を中心・主体として、茨城県笠間市や北海道下川町、愛知県幸田町で開催のあった物産展に出店したと聞いているが、その一方、当初の事業計画から予算計上を行い、同協会が単独で物産展やイベントなどへ出店したことはあったのか。アンテナを張り巡らせ、計画的に予算化・エントリーし、町の魅力を積極的に伝播していこうという気概はあるのか。	町長
	(9) これまでから、京丹波 食の祭典に特化した補助金交付を行い、同協会が主催・運営を担ってきたが、10月23日、役場 駐車場で開催した京丹波マルシェは、同協会が主催・運営の一翼を担っているとは思えないものであった。京丹波マルシェにおいて、同協会が果たした役割はなにであったのか。同日のマルシェにおいて、先行的かつ積極的に、CLUB 京丹波(京丹波ファンクラブ事業)の勧誘活動も行って京丹波イノベーションラボが、企画の立案や運営を担うことによって、マルシェについても、デザイン思考の視座から、単発的なイベントではなく、中長期的に町の課題克服やシビックプライドの醸成を目指したものと、リファインしていけるのではないか。	町長
	(10) 各種事業における同協会の主体性や関わりについての町としての見解やジャッジは。	町長
	(11) 言うまでもなく、京丹波地域商社は町外に向けて高い、いわゆる外商を担う組織であるが、寄附につなげるSEO(Search Engine Optimization, 検索エンジン最適化)対策として、同商社が日々、独自に検証し、蓄積してきたマーケティングノウハウはあるのか。寄附額のステージ移行に伴って、ふるさと納税に係るSEO対策の重要性がいっそう高まりをみせている。町においても、別途Webマーケティングを専門とする業者とパートナーシップを構築していくべきではないか。	町長
	(12) 町への誘客を目指して、観光・ロケ・商社事業などにおいて、同協会が創意工夫し、かつ迅速機敏に事業展開できるように、町から、合計3000万円を超える補助金・委託金の支出や公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例に依拠して、職員の派遣を行っているが、【別資料】でも一覧にしたように、同協会以外が主体となった事業も数多、確認できる。かかる現状を鑑み、町の掲げるデザイン思考および来年度以降のプロモーション戦略の一体的、有機的、機動的な遂行を標榜し、同協会とのリレーションをゼロベースで見直すべきではないか。	町長
	(13) タウンプロモーションの方針にもとづいて、京丹波イノベーションラボ(内⇄内)、FROM京丹波(内→外)、CLUB 京丹波(外⇄外)など、プロモーション戦略室が進める事業戦略は、商工観光の範疇だけに収まるものではないことが改めて明らかになったと慮る。他課を横断した町全体のプロモーションを統括マネジメントしていく組織体制を構築すべきではないか。	町長

- 1 質問の要旨は、具体的に記載する。
- 2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。